

【共同研究】

平成30年度ウズベキスタン行政法共同研究 (行政手続法及び行政訴訟法について)

国際協力部教官
高梨未央

1 はじめに

ウズベキスタンは、平成25年の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の策定により、法制度整備支援活動を重点的に行う8か国のうちの1か国に指定された。

国際協力部（以下「当部」という。）では、平成14年（2002年）に、ウズベキスタンに対して、同国の市場経済化への取組などを後押しするために法制度整備支援活動を開始し、その後断続的に支援を継続してきた。

ウズベキスタンにおいては、JICAプロジェクトによって、平成20年（2008年）から、一般的な行政手続法及び不服審査手続を規定する行政訴訟法の起草支援が行われていたが、平成24年（2012年）9月に法の制定に至らないままプロジェクトは終了した。

しかしその後もウズベキスタン政府や前記起草支援プロジェクトに参加した日本の研究者らが法案成立に向けた努力を続け、平成29年（2017年）11月、ようやく行政手続法及び行政訴訟法の法案がウズベキスタン上院において可決されて成立し、平成31年1月1日に施行されるに至った。

当部では、これを機に、平成29年度よりウズベキスタンに対する行政法分野での法制度整備支援活動を本格化し、今回の共同研究（以下「本共同研究」という。）までに現地セミナー3回及び共同研究1回を実施してきた。

ウズベキスタンは旧社会主義国であるため、日本を含め欧米系統の法体系とは法の解釈と適用の概念が異なっており、法解釈が重要な意義を持つ行政関連法規の普及及び適正な運用に向けて、大きな障壁となっている。

そこで、今回、行政法の起草に関与した日本側の研究者と共に、行政法の適切な解釈適用についてウズベキスタン側から提出された事例などをもとに議論し、新法の適正な運用に向けた支援の方向性について協議することを主たる目的として、本共同研究を実施した。

2 共同研究の趣旨

ウズベキスタンへの現在の法制度整備支援活動は、成立した行政手続法及び行政訴訟法の普及と適正な運用を図ることを主たる目的としており、具体的には、行政手続法及び行政訴訟法の解説書を作成する取組を進めている。

そこで、本共同研究では、現在同国の行政法分野における運用上の問題点を明らかに

し、解説書に記載すべき内容や論点を洗い出すことを主要なテーマとして掲げ、解説書作成に向けた土台作りを行うこととした。

3 概要

(1) 日程

平成31年3月10日（日）から同月16日（土）まで（移動日を含む。）

(2) 研究員

別添研究員名簿のとおり。

(3) 場所

名古屋大学法政国際教育協力研究センター、法務総合研究所赤れんが棟

(4) 研修内容

ア) 名古屋大学市橋克也教授による講義

市橋教授はJICAによる行政関連法規の起草支援プロジェクト時からウズベキスタンへの法制度整備支援活動に関与され、プロジェクト終了後もウズベキスタンへの支援を続けていた日本の法学者の1人である。市橋教授からは、「ウズベキスタンの行政訴訟法における行政の法律適合性原則」と題して講義をしていただいた。

行政手続法や行政訴訟法は、行政権が市民生活と接觸する場面における適正な手続きを規定し、権利侵害があった場合の救済方法を定めた法律といえ、その背景には、国民の権利関係に関することは法律で規定するという、我々にとっては当たり前ともいえる民主主義の大原則が存在する。しかし、ウズベキスタンでは、この当たり前の原則が徹底されているとは言い難い状況が存在する。

この講義では、行政の法律適合性原則の基本的な理解や、その背後の法理論、法律から委任を受けて規定された下位法令を様々な解釈技法を活用して法律に適合したものとして運用し、行政裁量の法的コントロールを行う方法などについて説明がなされた。

イ) ウズベキスタン側の発表について

研究員のニルファー氏（タシケント行政裁判所の裁判官）より、行政訴訟で問題になった事例について発表があった。

土地収用など日本でも問題となりうる事例も多く、裁判例が公開されていないウズベキスタンでの法制度整備支援活動を進めていく上で、貴重な事例収集の場ともなった。

ウ) 協議について

ウズベキスタン側から発表された事例をもとに、問題と思われる論点について、活発な議論がなされた。

また、協議の中で、行政法解説書の執筆スタイルや、試作として執筆するテーマ等も決定され、今後の支援活動につながる有意義な協議となった。

4 所感

今回は、昨年度に引き続き行政法分野に関する2度目の共同研究であったが、ウズベキスタン側研究員から豊富な事例が提出され、その後の議論も終始活発なものとなり、非常に有意義な内容であったといえる。

発表や議論の中では、ウズベキスタンにおける行政法分野の様々な問題点が浮き彫りとなつたが、個人的には、日本において行政法の初学者が学ぶような、处分性や行政処分、比例原則、行政庁や行政機関の分類（判別）といった最も基礎的な概念が十分に理解・整理されていないという印象を受けた。

また、ウズベキスタンでは判決文が公開されていないため、類似事案を見ながら事案の処理を検討したり、或いは法的論点について考察したりするということが難しい状況と見受けられた。

このような状況を踏まえて、最終日に実施された今後の支援に関する協議では、条文の逐条解説ではなく論点整理型の解説書を作成していくこと、解説書には日本の判例も盛り込み、実務に活用できる内容のものとしていくことなどについて、双方が合意した。

本共同研究期間中の3月13日には、研究員として来日していたイスター・モフ司法省第一副大臣を迎え、同省と法務省との間の協力覚書（Memorandum of Cooperation、通称MOC）の調印式も行われ、今後ウズベキスタンと日本の関係は益々強化されていくものと期待され、当部としても、解説書の完成に向けて最大限の努力をしていく所存である。

最後に、ご多忙の中ご協力くださった名古屋大学市橋克也教授、龍谷大学本多滝夫教授、三重大学樹神成教授、名古屋大学安田理恵特任講師、通訳の香取潤氏、その他関係機関の方々に対し、この場を借りて心より感謝申し上げたい。